

通信教育における 第四種郵便の必要性等について

平成29年1月31日（火）

文部科学省

初等中等教育局 初等中等教育企画課

高等教育局 専門教育課

生涯学習政策局 生涯学習推進課

目次

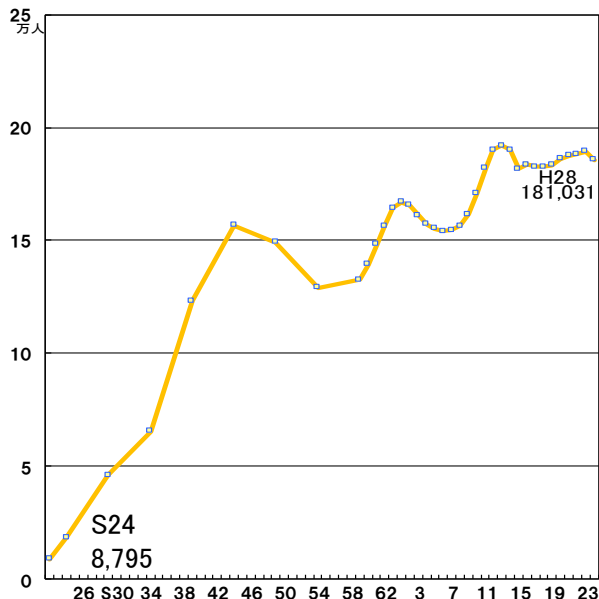
1. 高等学校通信教育における第四種郵便の必要性等について
・・・ P 2
2. 大学通信教育における第四種郵便の必要性等について
・・・ P 8
3. 放送大学及び文部科学省認定社会通信教育における
第四種郵便物の必要性等について
・・・ P 14

1. 高等学校通信教育における 第四種郵便の必要性等について

高等学校通信教育について(1) - 概要 -

- 通信制高校は、戦後、勤労青年の教育機会の確保に重要な役割を担ってきたが、近年、勤労青年の数は減少する一方、不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒への受け皿として、その重要性が高まっている。
- 平成28年度は、244校の通信制高校に、約18万人の生徒が在籍している。

①通信制高校の生徒数の推移



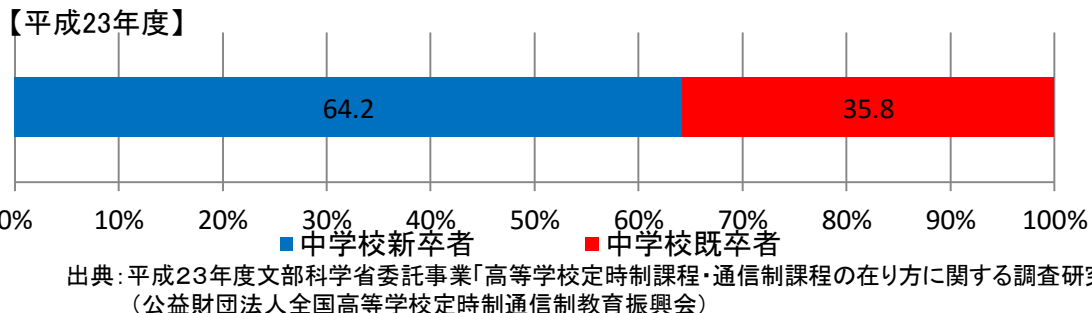
出典：文部科学省「平成28年度学校基本調査(確定値)」

②通信制高校の学校数等

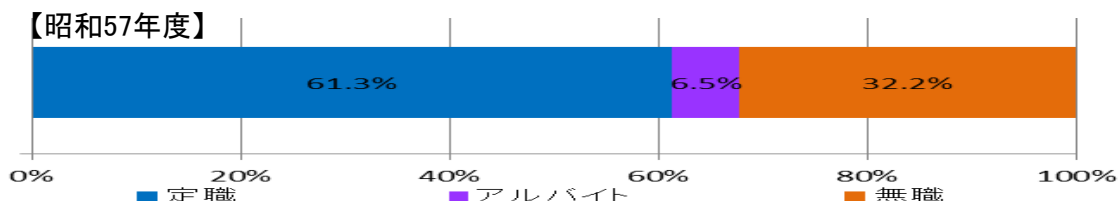
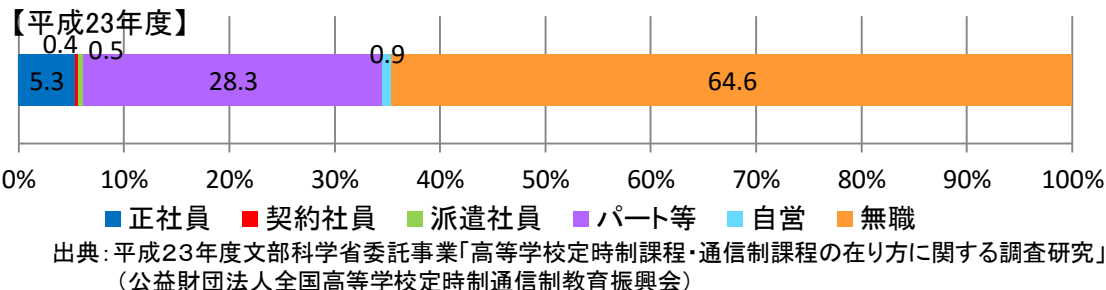
	狭域	広域
公立	76	1
私立	63	104
合計	139	105

※ 広域通信制は、3以上の都道府県から生徒を受け入れ
狭域通信制は、3未満の都道府県から生徒を受け入れ

③入学生の内訳



④生徒の就業状況



高等学校通信教育について(2) – 添削指導等の現状 –

➤ 通信制高校の教育方法は、法令上、添削指導、面接指導、放送その他の多様なメディアを利用した指導、試験とされている。

- ※ 「その他の多様なメディア」とは、インターネット、通信衛星等を用いることにより、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うものをいう
- ※ メディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、面接指導の一部免除が認められている

➤ 通信制高校では、教員が対面により直接指導する時間が限られている中、生徒自らが自律的・計画的に学習を進めていく上で、教員との添削指導のやり取りは極めて重要であり、全日制・定時制課程における授業に相当するものである。

➤ 多くの通信制高校において、メディアを利用して行う学習は取り入れられているが、添削指導について、インターネット等を活用して行う学校は、一部にとどまる。

※ 昨年9月に文部科学省が全国の広域通信制高校105校を対象に行った調査においても、添削指導をタブレット端末やコンピュータ等で実施していると回答した学校は20校であり、これらの学校の多くは、紙媒体等の郵送も併用

➤ 紙媒体等の郵送による添削指導が圧倒的に主流であることの背景には、

- ・ マークシート形式のように機械的に採点ができる問題のみの課題ではなく、記述式問題を多く取り入れた添削課題をインターネット等を活用して多数の生徒に実施するためのシステム開発・維持管理には、多額の経費を要する
- ・ 生徒からの提出物には、インターネット経由での提出になじまないもの(まとまった論文、手書きや写真等による図表資料、作品など)も多い
- ・ 生徒の側においても、紙媒体は利用しやすく、また、教員による手書き添削を希望する者が多い一方で、添削課題の学習のためにインターネット等を十分に活用できない環境にある者も少なくない

ことなどが挙げられる。

➤ 今後、ICTの普及や環境整備の進展に伴い、インターネット等を活用した添削指導を新たに導入する学校する学校が増加するとしても、紙媒体等の郵送による添削指導に取って代わるような状況にはならないものと考えられる。

◆ 高等学校学習指導要領に定める添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準

各教科・科目	添削指導(回)	面接指導(単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2~3	各教科・科目の必要に応じて2~8

◆ 添削指導にインターネット等を活用している学校の事例

<私立・広域通信制のA高校の事例>

- ・ 「ネット学習コース」を開設し、ネット学習システムにより添削課題を提出することや、メール機能やテレビ会議システムを活用した指導等を実施
- ※ 添削指導では、紙媒体等の郵送も併用
- ・ 平成27年度の履修者3,233人のうち、1,100人がネット学習コースを選択
- ・ ネット学習システムの開発・整備には約4750万円を要し、年間の維持管理費は約1400万円である

<公立・狭域通信制のB高校の事例>

- ・ 通常の面接指導を受講することが困難な生徒のために「IT講座」を開設し、インターネットを利用した学習や添削課題の提出、学習相談や生活相談等を実施
- ※ 学習システム上で添削課題を提出することも可能であるが、多くの生徒は紙媒体を郵送することを選択
- ・ 平成28年度の活動生徒数1,623人のうち、162人が選択
- ・ 維持管理費は5年間で約3億円

高等学校通信教育について(3) - 生徒の経済的状况等 -

- 通信制高校においては、全日制と比較しても、経済的な困難を抱える生徒の割合が相当高い。
これは、通信制高校が、経済的格差による影響を最も受けている者に対して後期中等教育を提供するセーフティネットとしての役割を果たしていることを示している。
- 一億総活躍社会や地方創生の実現に向け、教育における格差を克服し、一人一人の環境の底上げを図ることは喫緊かつ重要な課題であり、教育費負担の軽減こそが求められている。

①高等学校等就学支援金の受給者のうち加算対象となっている生徒の割合

	2倍加算	2.5倍加算
全日制	13.0%	17.9%
通信制	16.3%	29.3%

文部科学省調べ(平成27年度実績)

- 高等学校等就学支援金制度では、私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて就学支援金を加算して支給
- 両親のどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯を目安とした場合、2倍・2.5倍の加算対象の目安は以下の通り
2倍加算・・・世帯年収約350万円未満
2.5倍加算・・・世帯年収約250万円未満

※ 実際は、市町村民税所得割額(両親の合算)で判断

②高校中退の事由として経済的理由を挙げる者の人数及び割合

全日制		通信制	
人数	構成比	人数	構成比
373	1.3%	853	8.9%

出典: 文部科学省「平成27年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

③高校進学率における比較(生活保護世帯と全世帯)

	生活保護世帯の直近値	全世帯の数値
全日制	67.4%	91.4%
通信制	5.2%	2.0%

出典: 直近値: 厚生労働省社会・援護局保護課調べ(平成27年4月1日現在)
全世帯: 文部科学省「平成27年度学校基本調査」

- 生活保護世帯に属する子供を含めた全世帯では、通信制高校に進学するのは全体の2%であるが、生活保護世帯に属する子供については、5.2%が通信制高校に進学している(なお、生活保護世帯に属する子供は、通信制高校のほか、定時制高校や特別支援学校高等部への進学率も高い)

高等学校通信教育について(4) - 郵送費に係る試算 -

- 各教科・科目の添削指導については、高等学校学習指導要領の規定に基づき、公立・私立を問わず、全国的にほぼ同程度の回数が行われており、添削課題ごとに、生徒が回答を記載した添削課題を学校に送付し、学校において添削を行った上で生徒に返送するという1往復のやり取りを行うことが一般的である。
- 通信制高校においては、経済的な困難を抱える生徒の割合が高いことを踏まえれば、以下の試算に示す通り、**仮に第四種郵便が廃止され、増額分が生徒に転嫁されれば、高校教育を受ける機会の著しい制限につながる**こととなる。
- また、通信制高校においては、不登校や中途退学経験など多様な課題を抱える生徒に対してきめ細かな支援を行うことが求められている中、**学校が郵送費の増額分を引き受ける場合、相当額の運営経費の増加となり、教育環境の整備等にも悪影響を及ぼすものと考えられる。**

◆生徒1人当たりの卒業までに要する郵送費の総額(74単位を取得し、卒業する仮定で試算)

<私立・広域通信制のA高校の事例>

	現状(第四種郵便)	全て普通郵便
高校側の郵送費 (高校→生徒の郵便)	3,495円	19,106円
生徒側の郵送費 (生徒→高校の郵便)	2,955円	16,154円
合計	6,450円	35,260円
差額	生徒1人当たり 28,810円の負担増	

- 標準的な修業年限は3年
- 74単位取得のために必要な添削指導回数は、合計197回
- 高校からは、添削指導のための郵送に加えて、月1回程度(3年間で36回)、面接指導や試験等に関する文書、生徒への学習支援に関する文書・資料等を送付
⇒ 高校側の郵送費 15円×(197回+36回)=3,495円
- 普通郵便は、すべて82円(25g以内)で計算

※ 仮に負担増分が生徒に転嫁された場合、**28,810円の負担増は、授業料の約5%分の値上げに相当**する

※ 学校側の郵送費の増額分は、平成27年度の履修者3,233人のうち「ネット学習コース」の1,100人を除いた2,233人を基に推計すると、**学校においては年間約1,200万円の支出増**となる(なお、ネット学習コースの添削指導でも、紙媒体等の郵送は併用されている)

<公立・狭域通信制のC高校の事例>

	現状(第四種郵便)	全て普通郵便
高校側の郵送費 (高校→生徒の郵便)	3,975円	25,906円
生徒側の郵送費 (生徒→高校の郵便)	965円	15,826円
合計	4,940円	41,732円
差額	生徒1人当たり 36,792円の負担増	

- 標準的な修業年限は4年
- 74単位取得のために必要な添削指導回数は、合計193回
- 高校からは、添削指導のための郵送に加えて、年18回程度(4年間で72回)、面接指導や試験、学習支援等に関する文書・資料を郵送
⇒ 高校側の郵送費 15円×(193回+72回)=3,705円
- 現在、生徒からは角2封筒で添削課題3回分をまとめて郵送。普通郵便となる場合、重量がかさむ角2封筒は用いず、添削課題1回ずつ82円(25g以内)で、学習支援等に関する文書・資料は140円(定形外郵便物、50-100g)で計算

※ 生徒側の郵送費の増額分のみ、生徒が負担することとなった場合、**授業料の約57%分の値上げに相当**する

※ 学校側の郵送費の増額分は、活動生徒数633人(平成28年10月)を基に推計すると、**学校においては年間約460万円の支出増**となる

高等学校通信教育について(5) - まとめ -

- 通信制高校においては、近年、勤労青年の数は減少する一方、不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒への受け皿として、その重要性が高まっている。
- また、経済的な困難を抱える生徒を多く受け入れ、**経済的格差による影響を最も受けている者に対して後期中等教育を提供するセーフティネットとしての役割**を果たしており、一億総活躍社会や地方創生の実現、経済成長・雇用の確保、少子化の克服、格差の改善、社会の安定といった、**我が国社会が抱える諸課題の解決に重要な貢献**をしている。
- 教員が対面により直接指導する時間が限られている中、**生徒自らが自律的・計画的に学習を進めていく上で、教員との添削指導のやり取りは極めて重要**であり、**全日制・定時制課程における授業に相当するものである**。
- インターネット等を活用した添削指導の実施は、現状では一部の学校にとどまっており、それらの学校においても紙媒体との併用が多い。インターネット等を活用した添削指導が、紙媒体等の郵送による添削指導に取って代わるような状況にはならない中、**仮に第四種郵便が廃止され、郵送費の増額分が生徒に転嫁されれば、高校教育を受ける機会の著しい制限につながる**。また、通信制高校においては、生徒へのきめ細かな支援を行うことが求められている中、**学校が郵送費の増額分を引き受ける場合、多額の運営経費の増加となり、教育環境の整備等にも悪影響を及ぼす**。
- このように、**第四種郵便の廃止等により、生徒の経済的負担の増加や、セーフティネットとして重要な役割を果たしている通信制高校の運営経費の増加を招くことは適切ではない**と考える。
- 日本郵便の極めて高い公益性を鑑みれば、政府・産業界が一丸となって強力に推進している**一億総活躍社会の実現等に向けて、引き続き公益性の高い第四種郵便によりご協力頂くことは重要な役割**だと考える。また、教育は「未来への先行投資」であり、受益者のみならず社会全体に波及効果が見込まれることから、**国の投資の対象として広く国民が負担するものとする**ことは、**現在の政府全体の方針にも合致する**。
- なお、今後の検討に当たっては、本制度を利用している教育現場の意見も十分に聴く機会を設けていただくようご配慮願いたい。

2. 大学通信教育における 第四種郵便の必要性等について

大学通信教育について(1)

✓ 女性や社会人の学び直しの中核を担う大学通信教育

- 大学通信教育は、昭和22年(1947年)学校教育法制定により制度化
- 現在、全国で約24万人の学生が学んでいる(約14万人の女性が学んでいる)
- 学位・職業資格・知識技術など、**社会人の学び直しの機能を担っている**
(生涯学習や教養を目的とする学生は少数)

安倍内閣総理大臣ご発言

現在、働き方改革実現会議で検討を行っていますが、**誰もが自分のライフステージに合わせて働き方を選択することが可能な社会をつくっていききたい**と思っています。

日本では女性の皆さんが、結婚をして、出産をし、その際、一旦仕事から離れたとなかなか仕事に戻りにくい。あるいは、正社員に戻りにくいという現実があるわけで、その中で様々なライフステージにおいて、再就職しやすい環境を整えていく手段として、**リカレント教育に注目しております**。

(平成28年12月8日)官邸HPより抜粋

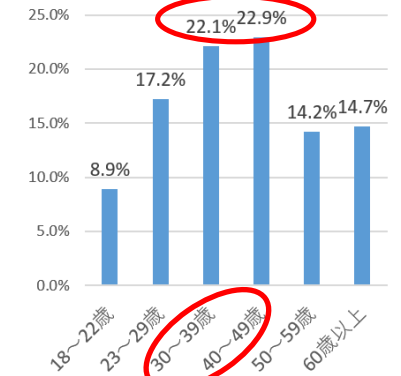
出産などを機に離職した皆さんの再就職、**学び直しへの支援を抜本的に拡充します**。復職に積極的な企業を支援する助成金を創設します。
(平成29年1月20日)第百九十三回国会における施政方針演説より抜粋

	大学	大学院	短期大学	計
通信教育を行う大学 (すべて私立大学)	44	27	11	—
学生数 (女性人数)	211,175人 (117,167人)	8,466人 (3,486人)	23,020人 (17,817人)	242,661人 (138,470人)
うち正規課程の学生数	163,354人	3,907人	20,854人	188,115人
社会人割合【※1】	86%	95%	30%	—
<参考> 通学制の社会人割合【※2】	1%	17%	2%	—

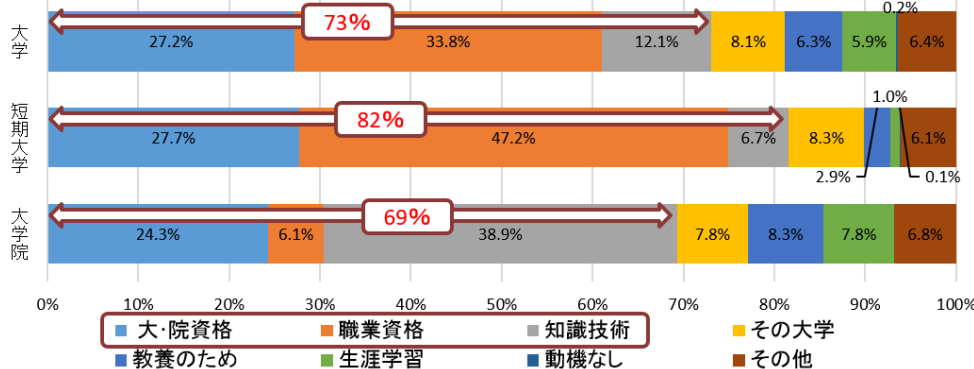
大学数や学生数：
平成28年度学校基本統計

※1 学部・短期大学は25歳以上、大学院は30歳以上の者を社会人とみなし平成28年度学校基本統計より算出
※2 平成28年度学校基本統計をもとに、各入学者(通学)のうち、25歳または30歳以上の者の割合を各在学者数(通学)に乗じて算出した推計値

大学通信教育は、30～40代の学生が多数を占めている



<通信制度大学への入学の動機> 出典:私立大学通信教育協会平成27年度入学者調査



- 大・院資格=卒業資格を得るため
- 職業資格=職業上の資格を得るため
- 知識技術=職業上の知識・技術習得
- その大学=その大学で学びたいため
- 教養=教養のため
- 生涯学習=生涯学習・再学習のため
- 動機なし=殊更に動機はない

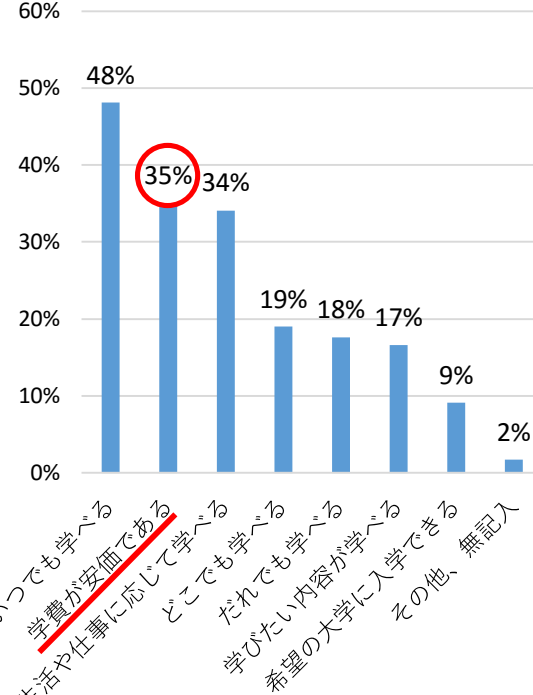
大学通信教育について(2)

✓ 学びのセーフティネットを担う大学通信教育

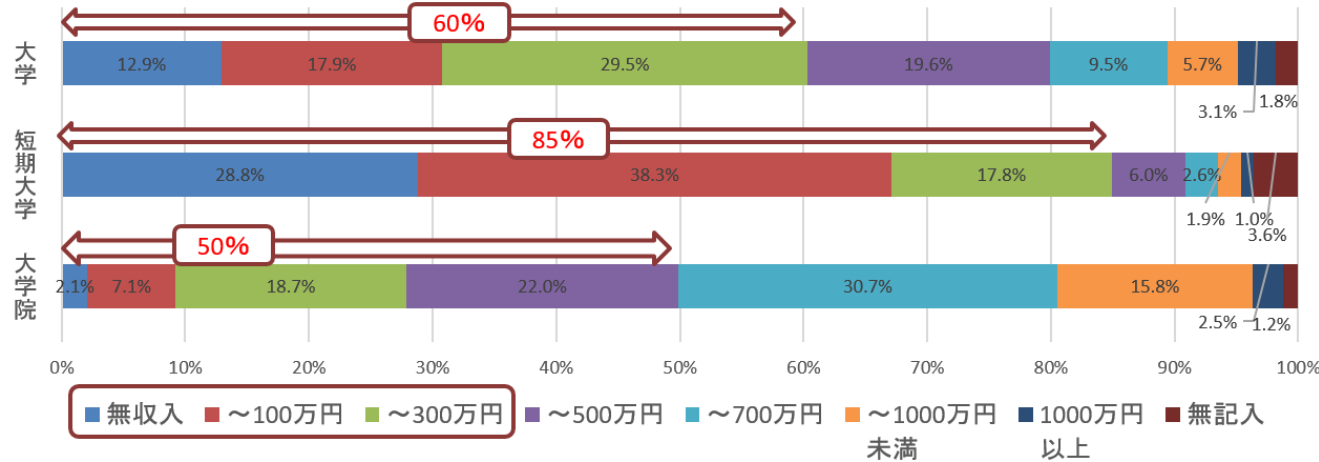
- 大学・短大に通う学生の所得は多くが300万円以下
- 大学院に通う学生の所得は半数が500万円以下
- **教育の機会均等を保障する**という大学通信教育の社会的要請に応えるため、大学の自助努力により通学課程よりも低廉な学費で教育が行われている

あなたにとって大学通信教育はどのような点で優れた制度だと思いますか。(2つまで回答可)

出典: 私立大学通信教育協会平成28年度学生生活実態調査



<通信制度大学へ通う学生の所得> 出典: 私立大学通信教育協会平成28年度学生生活実態調査



<通学課程との大学納付金等の比較>

(単位: 円)

(個別大学の事例)

	通信教育課程	通学課程
法政大学	600,000	4,304,000
日本大学	706,000	4,030,000
玉川大学	850,000	4,825,700
近畿大学	550,000	4,819,200
日本福祉大学	883,740	4,300,000
武蔵野美術大学	1,600,000	6,682,000

◆通信教育課程
1年入学者の最短(四年間)で卒業の場合の経費概算

◆通学課程
1年次入学者の卒業までの納付金(全額)

第四種郵便が廃止された場合の試算

法政大学

- ・大学 → 年間約25,809千円の負担増となる可能性
- ・学生 → 1人当たり、4年間で約17千円の負担増となる可能性

日本大学

- ・大学 → 年間約38,926千円の負担増となる可能性
- ・学生 → 1人当たり、4年間で約24千円の負担増となる可能性



教育機会の制限につながる

✓ 今すぐですべてをインターネット授業に置き換えることは困難

➤ 多様な背景を持つ学生に配慮する観点 (ITリテラシーの問題)

教員と学生の日常的な対面が困難なことや、通学制と比して極めて多様な年齢・職業・背景等の学生により構成されていることから、ICTを十分に活用できない者に配慮するため、多くの教育現場にとって、通学制と同様に、印刷教材（教科書など）を使用する教育や、面接授業（スクーリング）の実施は非常に重要である。

➤ 教育効果の観点 (IT化に馴染まない教材等の問題)

学生からの提出物（レポート等）には、インターネット経由での提出になじまないもの（例えば、まとまった論文、手書きや写真等による図表資料、作品など）も多い。

著作権上の制約によりICT化が困難な教材・教科書もある。

通信教育のICT化の推進については、
例えば、

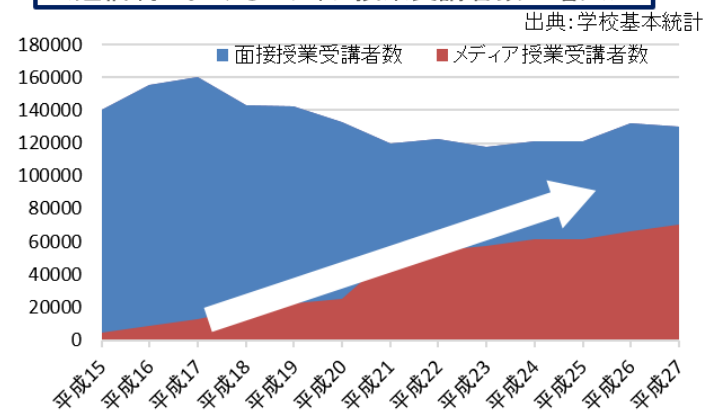
- ・卒業に必要な124単位すべてをインターネット授業で修得可とする制度改正(H13)
- ・インターネットのみを利用して授業を行う大学に係る校舎面積基準を緩和する制度改正(H26)

を行うなど、制度面の改善を行っているところ、昨今の情報技術の発達もあり、多くの大学でインターネットを活用した授業などメディア授業の実施は進みつつある。

(メディア授業実施大学の割合 H14:21% → H24:55%(文部科学省調べ))

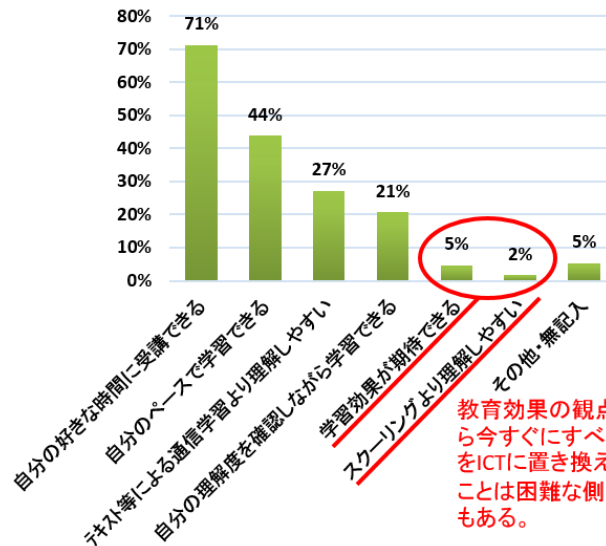
また、レポート等のやり取りをすべてICT化することで、第四種郵便を全く利用していない通信制大学もある。

<通信制におけるメディア授業受講者数の増大>



<「メディア(インターネット等)を利用して行う授業」にどんなよさがあるか?>

出典: 私立大学通信教育協会平成28年度学生生活実態調査(学生に対する質問)

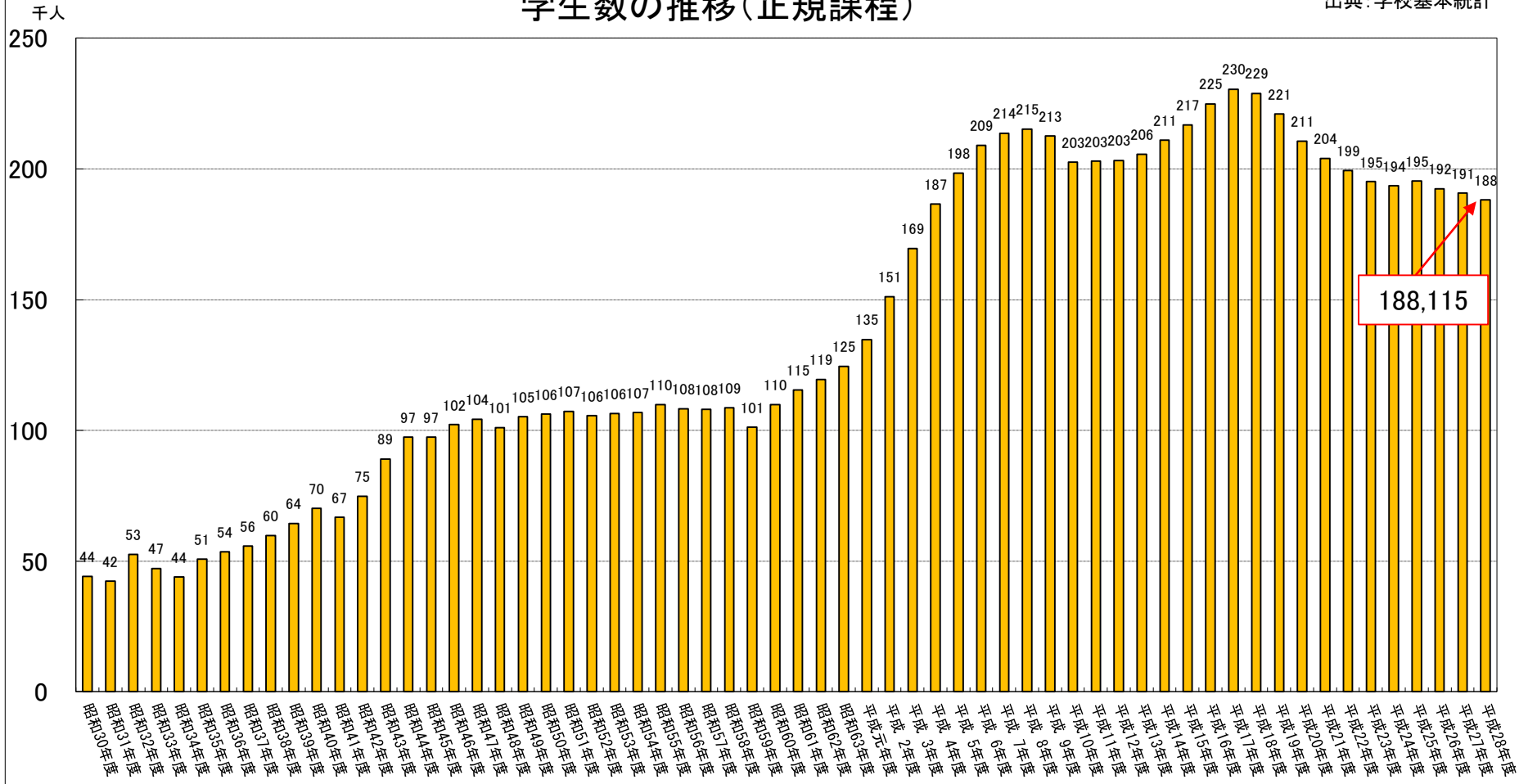


大学通信教育について(4)まとめ

- 大学通信教育は、教育の機会均等の考えの下、学位・職業資格・知識技術を得るなど、真に学修が必要な人たちのための学びのセーフティネットの役割を担うとともに、女性や社会人の学び直し、国民の多様な教育・学習機会の確保に貢献することで、働き方改革・一億総活躍社会の実現を担っている。
- 大学通信教育では、例えば、大学から送付または指定されたテキストを学習し、与えられた課題に沿って学習成果を報告(レポート)して、添削指導と評価を受ける形式の学習方法において、第四種郵便が利用されている。ICT活用推進にも努めているが、多様な受講者に配慮する観点、教育効果を高める観点から、今すぐにすべてをインターネット授業に置き換えることは困難。また、現に第四種郵便を活用して学修をしている学生も多く、郵便の活用の重要性は「通信教育」が第四種郵便制度に適用されて以降、今日でも何ら変わっていない。
- 大学通信教育を実施しているのは学生の授業料に依拠する私立大学でありながらも、通学課程よりも低廉な学費で実施する社会的要請に答えていただいている。第四種郵便の廃止に伴う経済的負担は、終局的には学生の経済的負担を強いることとなり、教育・学習機会の制限につながる。
- 日本郵便の極めて高い公益性を鑑みれば、政府・産業界が一丸となって強力に推進している働き方改革や一億総活躍社会の実現に向けて、引き続き公益性の高い第四種郵便によりご協力頂くことは重要な役割だと考える。また、教育は「未来への先行投資」であり、受益者のみならず社会全体に波及効果が見込まれることから、国の投資の対象として広く国民が負担するものとすることは、現在の政府全体の方針にも合致する。
- 働き方改革の実現や学びのセーフティネットを担い国民の利益に広く貢献している大学通信教育の公益性・公共性の高さ、第四種郵便が果たしている重要な役割を鑑みれば、これを廃止し、教育の機会を制限することは適切ではない。
- 今後の検討に当たっては、教育現場の意見も十分に聴く機会を設けていただくようご配慮願いたい。12

学生数の推移(正規課程)

出典: 学校基本統計



3. 放送大学及び文部科学省認定社会通信教育 における第四種郵便物の必要性等について

放送大学について(1)

放送大学とは

目的

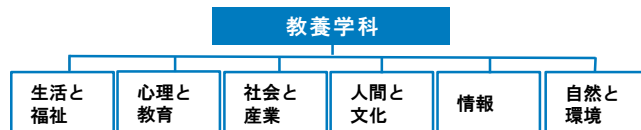
- 生涯学習機関として、広く社会人等に大学教育の機会を提供
- 高等学校卒業生等に対し、柔軟かつ流動的な大学進学を提供
- 既存大学との連携協力等による我が国の大学教育の改善への貢献

概要

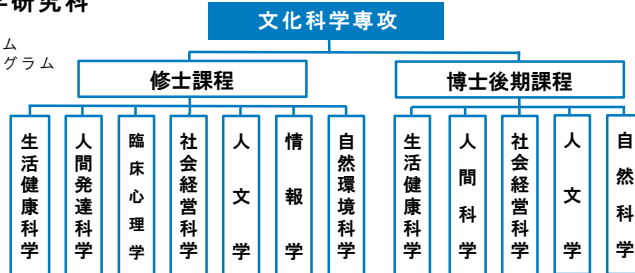
- 放送大学は、放送等を効果的に活用した新しい教育システムの大学教育を推進することにより、レベルの高い学習の機会を広く国民に提供するとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的として法律により設立された学校法人。
- 昭和58年4月に放送大学が設置され、昭和60年4月に学生受入れを開始。
- これまでに140万人以上の学生が放送大学で学んでいており、現在は、職業、年齢、地域を問わず、学部・大学院合わせて約9万人の学生が学んでいる。

学部・大学院

教養学部 1学科6コース



大学院文化科学研究科 1専攻 修士課程：7プログラム 博士後期課程：5プログラム



放送大学の学生数

在学者数合計 **89,218**人

学部 84,000人

修士課程 5,181人

博士課程 37人

[平成28年度第1学期]

教育システム

- 放送授業はBSデジタル放送、ケーブルテレビ局による放送などを通して、全国の学生まで届けられる。また、平成27年度よりインターネット上で学習を行うオンライン授業を開講。

テレビ科目 177科目 オンライン科目 10科目
ラジオ科目 171科目 [平成28年度第1学期]

- 放送授業の補完として、ほぼすべての放送授業についてインターネット配信を実施。スマートフォン・タブレット端末等でも視聴可能。
- 学生は、放送の視聴と印刷教材による学習を併せて行い、通信指導による添削を経て、全国各地の学習センターで単位認定試験を受験する。また、学習センターでは面接授業（スクーリング）も行っている。

面接授業 3,162講座 / 年 [平成28年3月] ※卒業のためには最低20単位の修得が必要。

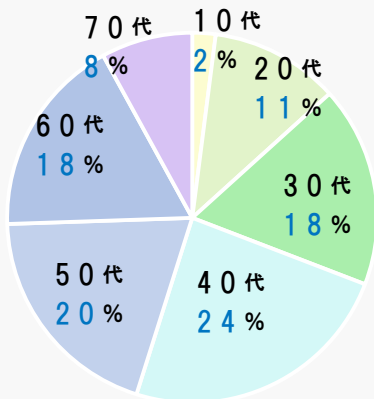
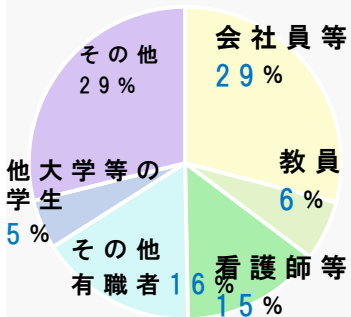
- 全国の32%の大学・短大と単位互換・連携協力を行い、大学等の教育内容の充実に資している。

放送大学について(2)

多様な人に大学教育を提供

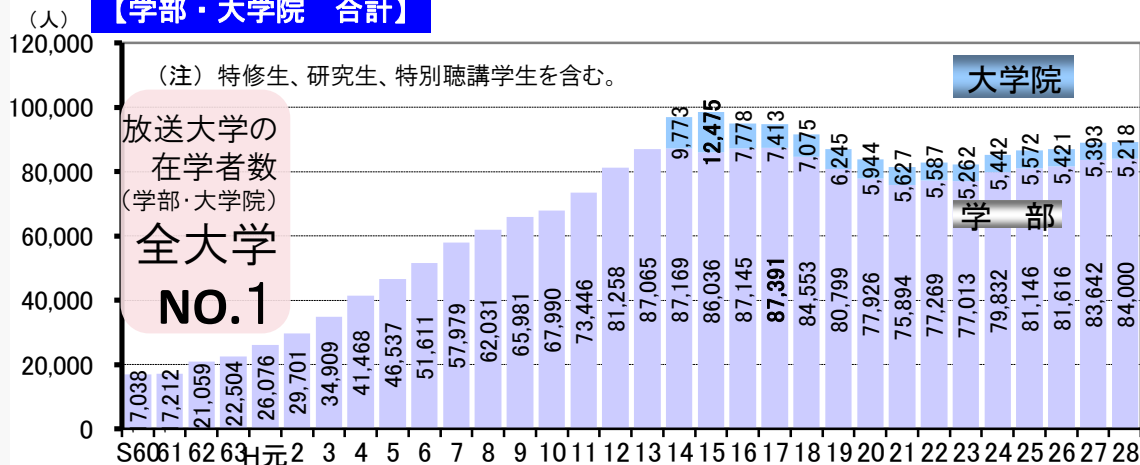
放送大学の学生構成 [平成28年度第1学期]

男性 45% 女性 55%



受講者数の推移

【学部・大学院 合計】



- 教育に対する強い関心や多様な学習意欲の高まり、利便性の観点から、**受講者は増加傾向**。
- 学生の入学動機は、**学位取得のほか学び直しや資格取得など**様々であり、多様な学習ニーズに対応。
- キャリアアップを目指す方や、社会とのつながりを求める向上心の高い主婦（夫）等が多数在籍。
- シニア層も多く、**全国各地で様々な世代や職業の方が意欲的に学んでいる**。
- 身体に障害のある方も約700名在籍。字幕放送や点字教材の用意をはじめとして、きめ細かく対応。

▼インターネット配信、スマートフォン・タブレット端末への対応、オンライン授業の開講など学びやすい環境の整備を一層推進。

▼急速に変革する現代社会に対応するため、より社会のニーズに応える科目を開設することで、これまでの普遍的で古典的な従来の教養教育に加えて、生涯を通じた能力育成を支援する、新たな教養教育の構築を目指す。

例) 社会人のキャリアアップ対応科目(教員免許講習、准看護師向け看護師養成所課程等)や女性のキャリアデザインに資する科目を開設

(参考)教員免許更新講習受講者数

40,660名 (平成21年~27年度延べ受講者数)

放送大学について(3)

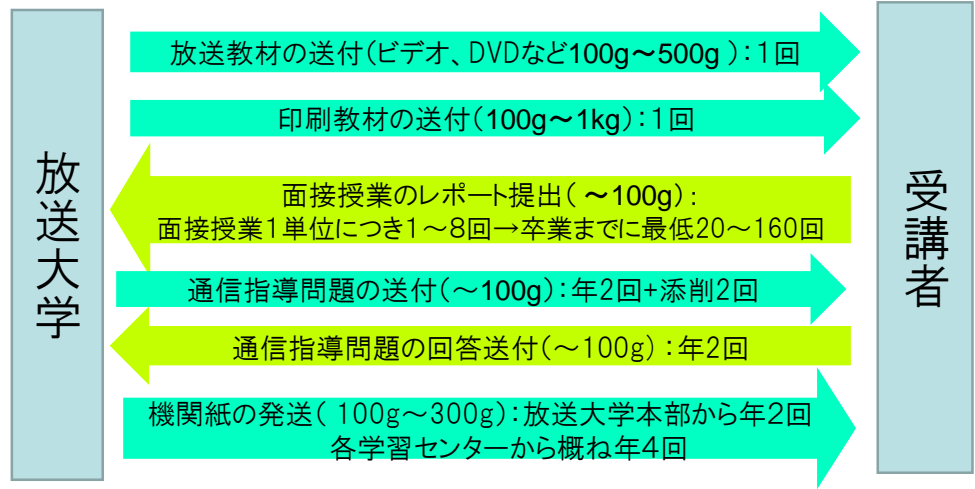
教材等の発送・課題等の提出の状況

○放送大学から
学生へ送付する件数
997,525件(平成27年度実績)

○学生から
放送大学へ送付する件数
192,575件(平成27年度実績)

※上記の放送大学は学習センター分も含む。
学生は学部・大学院の学生。

放送大学における送付物の送付の標準的なモデル



ICT配信による代替可能性について

○インターネット配信が利用できない学生は全体の21.6%を占め、特に、60歳以上の高齢者(学生全体の約25%)の約半数がテレビで視聴している実態を踏まえると、**教材・課題等の提出・配送の方法を郵便等からICTを通じた手段に全面的に代替することは困難。**

放送大学学生のインターネット視聴環境

数値については、いずれも放送大学視聴状況調査より(平成27年)

○放送大学学生のうち、インターネット配信が利用できないと回答した学生は全体の21.6%。60歳以上の学生についてはその33.0%。

放送大学の学生の視聴状況

- 全国の学生の主な視聴経路: インターネット配信を通じた視聴43.6%、テレビを通じた視聴37.8%
- 学生全体の約25%を占める60歳以上の高齢者の約半数が、テレビで視聴。

第四種郵便物を廃止した場合の利用者の追加的な経済的負担に係る試算

<学部生一人当たりの卒業までに最低限必要な経済的負担>

○学部生の卒業までに必要な郵便料金

放送授業科目94単位・・・705円(第1種郵便物となった場合 5,640円)
(通信指導問題の回答の送付 1科目(2単位) 最低1通50gとして)

面接授業科目20単位・・・300円(第1種郵便物となった場合 2,400円)
(レポート等の成果物の提出 1科目(1単位) 最低1通50gとして)

放送、面接どちらでもよい科目10単位・・・150円(第1種郵便物となった場合 1,200円)
(すべて面接授業とした場合として)

計1,155円(第1種郵便物となった場合 計9,240円)→**8,085円の負担増**

○学部生の卒業までに最低限必要な受講料(必要最低限の単位数124単位に対して)
約740,000円

⇒第1種郵便物となった場合の学部生の経済的負担総額 (8,085円+約740,000円≒約750,000円)
に占める郵便料金の割合は1.2%



文部科学省認定社会通信教育について(1)

文部科学省認定社会通信教育とは

○文部科学省認定社会通信教育は、昭和22(1947)年度から、社会教育法の規定に基づき、学校又は一般社団法人・一般財団法人が行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを、文部科学大臣が認定を行ったもの。

※当初は文部省令(通信教育認定規程)に基づき実施。昭和24(1949)年から、同年に制定された社会教育法に基づく制度として実施。

参考規定:社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)
(通信教育の認定)

第五十一条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定(以下「認定」という。)を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

○25団体により計109課程が実施。(平成29年1月現在)

○事務系(経営・管理、経理・会計等)、技術系(電気・電子・材料、園芸・造園等)、生活技術・教養系(栄養と料理、服装、書道等)の多岐にわたる分野で実施され、平成27年は延べ約6.4万人が受講(平成27年中に文部科学省認定社会通信教育課程を受講した者の延べ人数)。

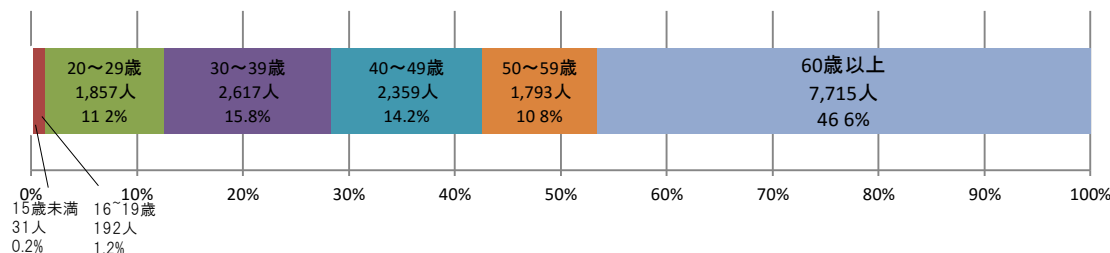
○各課程の修業期間は様々であるが、4か月から1年までのものが多い。

○受講者の約半数が60歳以上。(平成27年12月31日現在の受講者で、年齢層が判明している16,564人のうち、7,715人(約47%)が60歳以上)

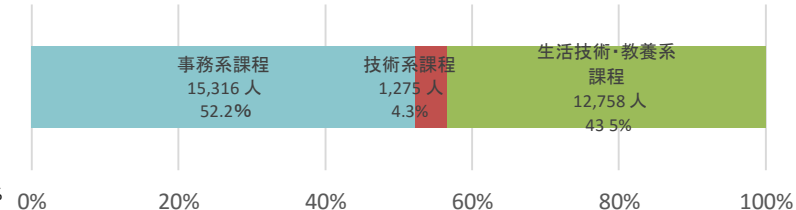
受講者の構成

(文部科学省調べ)

(年齢別) ※平成27年12月31日現在の受講者で、年齢層が判明している者を対象



(分野別) ※平成27年12月31日現在



文部科学省認定社会通信教育について(2)

文部科学省認定社会通信教育の意義

- 通信教育は、時間的・地理的制約を受けることなく、各人の自発的意思により誰もが自由に利用できる学習システム。
- 中でも、**文部科学省認定社会通信教育は、社会教育法の規定に基づき、学校又は一般社団法人・一般財団法人が行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを、文部科学大臣が認定を行ったもの。また、社会教育法第54条において、郵便料金の特別取扱を受けるものとして定められており、その重要性・意義は現在も変わるものではない。**

参考規定：社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)

(郵便料金の特別取扱)

第五十四条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

- 国民の生活に必要な知識や技能を習得し、文化的な教養を向上させるのみならず、長寿社会における生きがいづくりや社会人の学び直しなど、政府・産業界が一丸となって強力に推進している**働き方改革や一億総活躍社会の実現、また、生涯にわたって学び続ける生涯学習社会の実現にも資するものである。**

(受講の具体例)

- ・受講生の多くが矯正施設からの申込みとなっている課程もあり、矯正施設の受刑者の社会復帰に向けた学習機会を広く保障することに貢献。
- ・専門的な知識を文部科学省認定社会通信教育で学び、公民館の市民セミナーにおいて講師となって活躍する例もある。
- ・企業の管理者向けのマネジメント講座など、企業の人材育成に活用されている例もあり、研修など大きな費用を負担できない中小企業や都市部以外の地方の社会人にとっても、ビジネススキルの向上等のための有益な手段となっている。

文部科学省による取組

- 「文部科学省認定社会通信教育」として認定する際には、専門家による教材審査、中央教育審議会への諮問を通じて、公益性や質の高さを担保。
- 文部科学省認定社会通信教育の課程を優れた成績をもって修了した者に対しては、その努力と成果をたたえとともに、一般受講者の学習意欲の向上に資することを目的として、文部科学大臣表彰を実施。

文部科学省認定社会通信教育について(3)

文部科学省認定社会通信教育における送付物について

○文部科学省認定社会通信教育の実施には、教材・補助教材等の送付、設問回答、添削指導、質疑応答等の提出・返送などが必要。

○通信教育は、教育の機会均等などを保障するものとして、学校教育法等の法令で制度化されていることから、その重要な手段である郵便の利用を容易にすることにより教育の普及に貢献しようとする観点から、通信教育用の第四種郵便物が設けられている。社会教育法に基づき文部科学省の認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、第四種郵便物として、低廉な価格が設定されている。

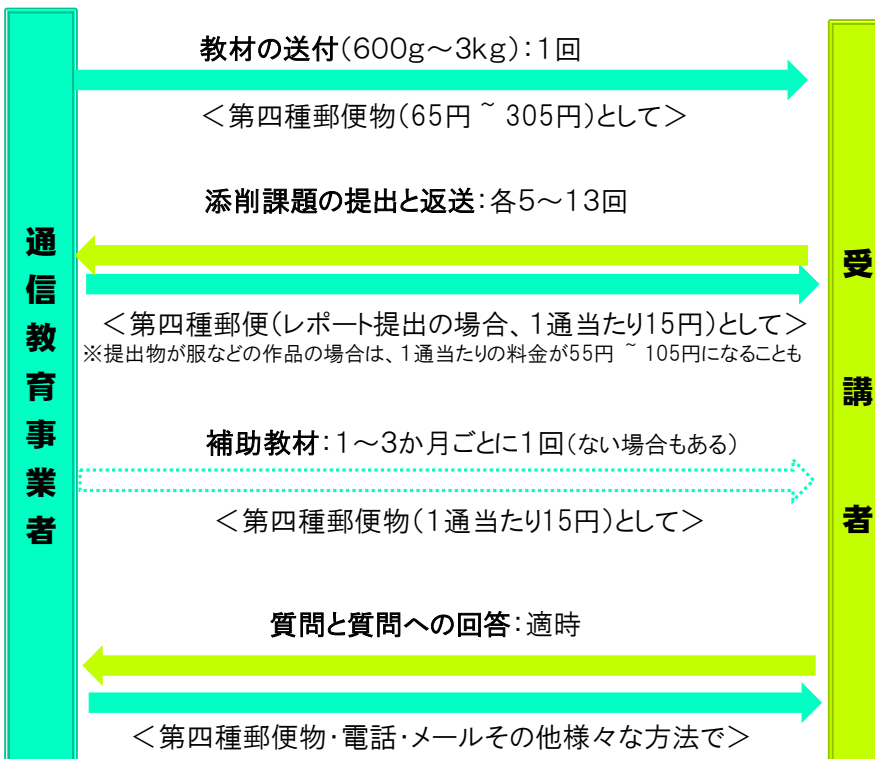
参考規定：社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)
(郵便料金の特別取扱)

第五十四条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

○仮に文部科学省認定社会通信教育が第四種郵便の適用を受けられなくなる場合、一人の学習者が一つの講座を修了するために必要な負担が、最大で16,000円程度増加する可能性がある。

※具体的な試算は次頁

文部科学省認定社会通信教育における送付物の送付の標準的なモデル



※上図は標準的なモデルであり、このモデルに当てはまらない通信教育課程もある。
※教材の分量が多く、郵便で取り扱えない場合等、宅配便で送付することがある。

ICT配信による代替可能性について

○①60歳以上の受講者が半数近いこと、②書道・被服の分野など作品制作を課題として課す場合もあること、③大部にわたる教材で確実に学ぶためには紙の書籍による必要性が高いこと、④ICTの利用ができない矯正施設等からの課題提出ができなくなるおそれがあることなどから、**教材・課題等の提出・配送の方法を郵便等による送付からICTによる配信で全面的に代替することは困難。**

文部科学省認定社会通信教育について(4)

具体的な事例

(注)第四種郵便物制度が廃止された場合の郵便料金は、第四種郵便物として送付していた郵便物を第一種郵便物として送付する場合の所要額を試算したものの。

(課程A)

《通信教育課程の修業期間・受講料・受講形態》

修業期間:1年 受講料:43,200円

受講形態:制作した作品の実物を提出し、指導を受ける

《第四種郵便物の郵便料金》

【受講者 ⇒ 通信教育事業者】 1,575円

内訳:課題(作品)の提出(15回)

【通信教育事業者 ⇒ 受講者】 1,900円

内訳:教材の送付(1回)、副教材(4回)、提出課題の返送(15回)

《第四種郵便物制度が廃止された場合の郵便料金》

【受講者 ⇒ 通信教育事業者】 9,000円

【通信教育事業者 ⇒ 受講者】 10,548円

《負担の増加額》

【受講者の負担の増加額】 $9,000円 - 1,575円 = 7,425円$

通信教育事業者の追加負担($10,548円 - 1,900円 = 8,648円$)も受講者に転嫁される場合、負担の増加額は**16,073円**

《負担の増加割合》

【受講者の現在の負担額】

受講料43,200円+現在の郵便料金1,575円=**44,775円**

【増加後の負担額】(事業者の追加負担も受講者に転嫁された場合)

$44,775円 + 16,073円 = 60,848円$

このうちの郵便料金の割合は、 $17,648円 \div 60,848円 \times 100 \div 29\%$

負担の増加割合は、 $16,073円 \div 44,775円 \times 100 \div 36\%$ となる。

(課程B)

《通信教育課程の修業期間・受講料・受講形態》

修業期間:8か月 受講料:34,560円

受講形態:レポートを提出し、指導を受ける

《第四種郵便物の郵便料金》

【受講者 ⇒ 通信教育事業者】 120円

内訳:課題(レポート)の提出(8回)

【通信教育事業者 ⇒ 受講者】 355円

内訳:教材の送付(1回)、提出課題の返送(8回)

《第四種郵便物制度が廃止された場合の郵便料金》

【受講者 ⇒ 通信教育事業者】 960円

【通信教育事業者 ⇒ 受講者】 2,140円

《負担の増加額》

【受講者の負担の増加額】 $960円 - 120円 = 840円$

通信教育事業者の追加負担($2,140円 - 355円 = 1,785円$)も受講者に転嫁される場合、負担の増加額は**2,625円**

《負担の増加割合》

【受講者の現在の負担額】

受講料34,560円+現在の郵便料金120円=**34,680円**

【増加後の負担額】(事業者の追加負担も受講者に転嫁された場合)

$34,680円 + 2,625円 = 37,305円$

このうちの郵便料金の割合は、 $2,745円 \div 37,305円 \times 100 \div 7\%$

負担の増加割合は、 $2,625円 \div 34,680円 \times 100 \div 8\%$ となる。

- ▶ 通信教育は、時間的及び地理的制約を受けることなく各人の自発的意思により利用できる学習システムとして、学校教育及び社会教育において重要な役割を担っている。
- ▶ 放送大学や文部科学省認定社会通信教育は、教育の機会均等の考えの下、学位・職業資格・知識技術を得るなど、真に学修が必要な人たちのための学びのセーフティネットの役割を担うとともに、女性や高齢者をはじめ、社会人の学び直し、国民の多様な教育・学習機会の確保に貢献することで、働き方改革・一億総活躍社会・生涯学習社会の実現を担っている。
- ▶ 放送大学や文部科学省認定社会通信教育では、添削指導を受ける形式の学習方法において、第四種郵便が利用されている。現に第四種郵便を活用して学んでいる学生・受講者も多く、郵便の活用を通じて教育の機会を確保する重要性は「通信教育」が第四種郵便制度に適用されて以降、今日でも何ら変わっていない。
- ▶ 多様な受講者に配慮する観点、教育効果を高める観点から、すべてをICT配信に置き換えることが困難である。もし仮に第四種郵便を廃止することになれば、その経済的負担は、終局的には学生・受講者の経済的負担を強いることとなり、教育・学習機会の制限につながる。
- ▶ したがって、働き方改革・生涯学習社会の実現や学びのセーフティネットを担い国民の利益に広く貢献している放送大学や文部科学省認定社会通信教育の公益性・公共性の高さ、第四種郵便が果たしている重要な役割を鑑みれば、これを廃止し、教育の機会を制限することは適切ではない。
- ▶ 民営化後であったとしても、日本郵便の極めて高い公益性を鑑みれば、政府・産業界が一丸となって強力に推進している働き方改革や一億総活躍社会の実現に向けて、引き続き公益性の高い第四種郵便の意義は大きいと考える。
- ▶ なお、今後の検討に当たっては、教育現場の意見も十分に聴く機会を設けていただくようご配慮願いたい。